

埼玉県燃料電池バス導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 埼玉県（以下、「県」という。）は、燃料電池バスを導入したことによる環境負荷低減効果の検証をするため、埼玉県内の営業路線に燃料電池バスを導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- 一 燃料電池バス 一般社団法人環境技術普及促進協会が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の交付対象となる燃料電池バスをいう。
 - 二 リース契約 燃料電池バスの貸主が、当該燃料電池バスの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池バスを使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池バスの使用料を貸主に支払う契約をいう。
 - 三 リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下、「リース契約等」という。）に基づき、燃料電池バスの貸付等を行う者をいう。
 - 四 国庫補助 一般社団法人環境技術普及促進協会が実施する「2019年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」をいう。

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者は、国庫補助の採択を受けたリース事業者及びその借主とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金交付の対象としない。
- 一 暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号。以下、「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 二 暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）
 - 三 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者
 - 四 刑事上の処分を受けた者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

(補助対象バスの要件)

第4条 補助金の交付対象となる燃料電池バス（以下、「補助対象バス」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- 一 令和元年7月5日以降に新車新規登録又は新車新規検査届出が行われた燃料電池バスであること。
- 二 国庫補助の採択を受けること。
- 三 国庫補助の申請時に提出した事業実施場所地図が埼玉県内のものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象バスの本体及び付属品の購入・架装等に要する費用、並びに納入その他必要な経費で知事が承認した経費とし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に1/3を乗じて得た金額又は4,000万円のいずれか少ない金額とし、千円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするリース事業者及び借主は、連名により交付申請書（様式第1号）及び別表第1に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書等を受理したときは、当該申請書等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、規則第7条の規定に基づき補助金の交付をするときは、交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとし、補助金の交付をしないときは、不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本補助金の交付決定の通知を受ける補助対象者（以下、「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（中止、廃止のほか知事

- が定める軽微な変更を除く。) をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
 - 三 県が実施する環境負荷低減効果の検証に協力すること。

(変更等の申請)

- 第10条 補助事業者は、補助事業の内容の変更、中止又は廃止について知事の承認を得ようとするときは、必要な書類を添えて、事業内容変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 一 補助対象事業の内容を変更(中止・廃止)しようとするとき。
 - 二 補助対象経費の内訳を変更しようとするとき。ただし、第11条に規定する軽微な変更を除く。
 - 三 個人の事業者にあたっては氏名、住所等を、法人にあたっては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更しようとするとき。

(軽微な変更)

- 第11条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次の各号のとおりとする。
- 一 補助対象経費の増減が20%以内であり、第6条に定める補助金の額の増額を伴わないもの
 - 二 変更内容が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないもの

(変更等の承認)

- 第12条 知事は、第10条の規定に基づく申請書の提出があった場合は、当該申請書を審査し、その結果を変更(中止・廃止)承認等通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、交付決定額の変更を伴うときは、変更交付決定通知書(様式6号)により、交付決定を取り消すときは、交付決定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(事情変更による決定の取消等)

- 第13条 知事は、本補助金の交付の決定をした場合において、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。

- 2 知事は、前項の規定による補助金の交付の取消しにより、補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に対しては、補助金を交付することができる。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書(様式第8号)に、別表第2に掲げる必要書類を添えて、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月20日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

- 2 補助交付対象者がリース事業者の場合は、月々のリース料金について、国及び県からの補助金の額に応じた額を通常のリース料金から減額して設定し、知事に報告すること。
- 3 当該補助事業が翌年度に渡って実施される場合は、補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに年度終了実績報告書(様式第9号)により報告しなければならない。なお、本条第1項中の「補助金の交付決定を受けた年度」は「補助金の交付決定を受けた翌年度」と読み替えるものとする。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の実績報告書を受領し、当該報告書の書類の審査及び現地調査等により、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し交付額確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第16条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条の通知を受領した後に、支払請求書(様式第11号)により補助金の支払い請求を行うものとする。
- 2 知事は、前項の請求を受けた場合、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項に基づく本補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- 二 交付決定の内容又は目的に反して本補助金を使用したとき。
- 三 本事業に係る県の指示に従わなかったとき。
- 四 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反し

たとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第1項各号に規定による取消しを行った場合については、第12条第2項の規定を準用する。

(財産処分の制限)

- 第18条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるもの(処分制限財産)は、補助事業により導入した燃料電池バスとする。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間(財産処分制限期間)は、5年とする。
 - 3 補助事業者は、規則第19条の規定により補助事業により取得した燃料電池バスの処分について承認を得ようとするときは、財産処分承認申請書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。
 - 4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分時から5年が経過するまでの期間に相当する額を原則として返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 補助事業者は、第17条の規定に基づく取消し及び前条第4項に基づく補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(その他)

- 第20条 この要綱の取扱に関わる事項については、必要がある場合は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

別表第1（第7条関係） 交付申請書の添付書類

1	誓約書（申請者の押印のあるもの）
2	国庫補助に係る採択の通知書 ※国の交付決定を受けた場合は、交付決定通知書の写しを追加提出すること。
3	補助対象経費の内訳を記載した書面
4	国庫補助の交付申請書（添付資料を含む一式の写し）
5	その他知事が必要と認める書類

別表第2（第14条関係） 実績報告書の添付書類

1	補助対象バス代金に係る請求書等の写し ※車両登録番号、車台番号の記載があるものに限る。
2	補助対象バスの代金の支払いに係る領収書の写し
3	補助対象バスの自動車検査証の写し
4	補助対象バスに係るリース契約書案の写し
5	補助対象バスに係るリース料金の算定根拠明細書（通常のリース料金と補助金を受けた場合のリース料金が比較できるもの）
6	補助対象経費の内訳を記載した書面（交付申請時から変更がある場合に限る。）
7	国の補助金額確定通知書の写し
8	その他知事が必要と認める書類

誓 約 書

私（法人である場合は当社、団体である場合は当団体）は、埼玉県燃料電池バス導入事業補助金交付要綱（以下、要綱という。）第7条の規定に基づく補助金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する補助金の交付対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守すること、また、本補助金の交付の申請に当たり、埼玉県が行う環境負荷低減効果の検証に協力することをここに誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 年 月 日

【リース事業者】

住所

氏名又は名称 印
(法人にあつては代表者)

【借主】

住所

氏名又は名称 印
(法人にあつては代表者)

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

【リース事業者】

住 所

氏 名

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

【借主】

住 所

氏 名

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

埼玉県燃料電池バス導入補助金交付申請書

補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第4条第1項及び埼玉県燃料電池バス導入補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付について別表第1に規定する関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的及び内容

（例）燃料電池バスを導入することにより、埼玉県における水素社会の実現に資するため。

2 交付申請額 金 _____ 円

(経費区分)

経費区分		金額（消費税込み）
補助対象経費（A）		円
補助	国庫補助	円
	県補助	円
	小計（B）	円
差し引き（A－B）		円

3 事業完了予定日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

4 導入する燃料電池バスに関する情報

車名及び型式	
全長/全幅/全高(mm)	
乗車定員	

5 予定貸与先の情報（リースの場合のみ記入）

住 所		
氏名又は名称		
代表者の氏名		
担当者	所属名	
	氏名	
	電話番号	

6 申請担当者の情報

住 所	
所 属 名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

エネ環第 号
年 月 日

埼玉県燃料電池バス導入補助金交付決定通知書

〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇 印

年 月 日付けで申請のあった埼玉県燃料電池バス導入補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第7条及び埼玉県燃料電池バス導入補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助事業の内容

申請があった標記の補助金の交付申請書に記載のとおり。

2 補助金の額

金 , , 円

3 交付条件

- 申請者は、県が実施する環境負荷低減効果の検証に協力すること。
- この補助金の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった埼玉県燃料電池バス導入補助金交付申請書に記載のとおりとすること。
- 埼玉県燃料電池バス導入補助金交付要綱第11条に規定する軽微な変更以外の変更、中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

- （5）埼玉県補助金等の交付手続等に係る規則並びに交付要綱に違反する行為をした場合には、補助金の交付の取消、返還命令を行う。
- （6）補助事業を完了したときは、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月20日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出すること。
- （7）補助事業により導入した燃料電池バスは、財産処分制限期間において、売却、廃棄等の処分をする場合には、知事の承認を受けること。また、知事の承認を得て処分した場合、必要に応じて補助金の全部又は一部に相当する額の返還をすること。
- （8）補助事業に係る収入および支出等を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整備・保管しておくこと。なお、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管すること。

エネ環第 号
年 月 日

埼玉県燃料電池バス導入補助金不交付決定通知書

〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇 印

令和 年 月 日付けで申請のあった埼玉県燃料電池バス導入補助金については、下記の理由により交付しないこととしたので、埼玉県燃料電池バス導入補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

【リース事業者】

住 所

氏 名

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

【借主】

住 所

氏 名

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

埼玉県燃料電池バス導入補助金事業内容変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業の変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、埼玉県燃料電池バス導入補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付決定番号

年 月 日付け 第 号

2 変更の内容

3 変更（中止・廃止）の理由

4 関係書類

エネ環第 号
年 月 日

埼玉県燃料電池バス導入補助金事業内容変更（中止・廃止）承認等通知書

〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇 印

年 月 日付けで申請のあった埼玉県燃料電池バス導入補助金の事業内容変更（中止・廃止）については、下記のとおり承認しました（承認しません）ので、埼玉県燃料電池バス導入補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

承認・不承認の別

承認 ・ 不承認

エネ環第 号
年 月 日

埼玉県燃料電池バス導入補助金変更交付決定通知書

〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇 印

年 月 日付けで申請のあった埼玉県燃料電池バス導入補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第7条及び埼玉県燃料電池バス導入補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助事業の内容

申請があった標記の補助金の交付申請書に記載のとおり。

2 補助金の額

	金	,		円
既決定額	金	,		円
今回変更交付決定額	金	,		円

3 交付条件

(1) この補助金の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった埼玉県燃料電池バス導入補助金事業内容変更承認申請書に記載のとおりとすること。

様式第7号（第12条関係）

エネ環第 号
年 月 日

埼玉県燃料電池バス導入補助金交付決定取消通知書

〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇 印

年 月 日付けで事業中止・廃止承認申請のあった埼玉県燃料電池バス導入補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付決定を取り消すので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第7条及び埼玉県燃料電池バス導入補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

【リース事業者】

住 所

氏 名

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

【借主】

住 所

氏 名

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

埼玉県燃料電池バス導入補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第13条及び埼玉県燃料電池バス導入補助金交付要綱第14条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 金 _____ 円
（経費区分）

経費区分		金額（消費税込み）
補助対象経費（A）		円
補 助	国庫補助	円
	県補助	円
	小計（B）	円
差し引き（A－B）		円

- 2 事業完了日 _____年 ____月 ____日

3 購入車両に関する情報

車名及び型式	
全長/全幅/全高(mm)	
乗車定員	

4 貸与先の情報（リースの場合のみ記入）

住	所	
氏名又は名称		
代表者の氏名		
担当者	所属名	
	氏名	
	電話番号	

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

【リース事業者】

住 所

氏 名

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

【借主】

住 所

氏 名

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

埼玉県燃料電池バス導入補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業に係る
年度における実績について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規
則第15号）第13条及び埼玉県燃料電池バス導入補助金交付要綱第14条第3項の規
定により、別紙様式第9号表により報告します。

別紙様式第9号表

事業名	交付決定の内容		年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	補助対象事業費 円	補助金 円	事業費支払実績額 円	事業進捗率 %	補助金受入額 円	補助対象事業費 円	補助金 円	着手年月	完成予定年月	

※年度内に事業費の支払い実績がある場合は、支払いがわかるものを添付すること。

様式第10号（第15条関係）

エネ環第 号
年 月 日

埼玉県燃料電池バス導入補助金交付額確定通知書

〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇 印

年 月 日付けで報告のあった埼玉県燃料電池バス導入補助金実績報告書は適正と認められますので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条及び埼玉県燃料電池バス導入補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額 金 , , 円

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

【リース事業者】

住 所

氏 名

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

【借主】

住 所

氏 名

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

埼玉県燃料電池バス導入補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた埼玉県燃料電池バス導入補助金に係る事業により取得した財産について、下記のとおり処分したいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第19条及び埼玉県燃料電池バス導入補助金交付要綱第18条第3項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の方法（※譲渡、交換、貸与、廃棄、担保提供等の別を記載すること、目的外使用の場合は用途を記載すること。）
- 3 処分の理由